

## 下水道使用料の改定について

### 1. 改定の内容 ※すべて税抜き

- (1) 一般汚水:基本水量は月 5 m<sup>3</sup>に、基本使用料は月 500 円に改定。  
従量使用料 20 円/m<sup>3</sup>を新設(6~10 m<sup>3</sup>)し、他8ランクの単価は一律 2%増に改定。
- (2) 浴場汚水:基本水量は月 5 m<sup>3</sup>に、基本使用料は月 500 円に改定。  
従量使用料は据え置き(6 m<sup>3</sup>~:37 円/m<sup>3</sup>)
- (3) 共用汚水:基本水量は月 5 m<sup>3</sup>に、基本使用料は月 370 円に改定。  
従量使用料は 2%増(6 m<sup>3</sup>~:17 円/m<sup>3</sup>)

### 2. 改定時期

令和 2 年 4 月 1 日

### 3. 広報の実施状況

下水道使用料の改定について、ホームページ、広報紙 KOBE 12 月号に掲載した。  
また、広報印刷物「下水道使用料の改定について(お知らせ)」(別添)を各区役所・関係施設・市内の公共施設等に設置した。

今後も、広報紙、ホームページ、広報印刷物、ダイレクトメール、検針お知らせ票の裏面、展示・イベント等を通じて、市民・事業者への周知に努めていく。

#### [参考]今後の広報

	令和元年 12 月	令和 2 年 1 月	令和 2 年 2 月	令和 2 年 3 月
広報紙				4 月号(3/23-) 記事(未確定)
ホームページ	改定内容公開・トップページにリンク(令和元年 10 月 1 日~) 下水道使用料の改定内容・早見表・新旧使用料試算・よくある質問			
広報印刷物	10 区、関係施設、市内の公共 施設等に設置(11/18-)		全事業者にダ イレクトメール	
検針お知らせ 票	改定時期・改定内容のお知らせ			
展示・イベント				花時計ギャラ リー(3/19-23)
出前トーク等	随時			